

四半期別一般政府収支の推計手法の開発 —IMF「SDDS プラス」への対応に向けて—¹

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課研究専門職
米田 泰隆

1 はじめに

現在、日本の国民経済計算（以下、JSNA）においては、支出側から推計した四半期別 GDP 速報（以下、QE: Quarterly Estimates of GDP）は公表されているものの、四半期別一般政府収支については公表されていない²。一方、2012年2月のIMF理事会で採択された「SDDS プラス³」においては、一般政府収支について、四半期ごとの計数を当該四半期終了後12か月以内に公表することが要請されている。我が国は、この「SDDS プラス」に2016年4月のIMF・世界銀行会合において参加（adherence）を表明し、2016年4月18日をもって加入している。

「SDDS プラス」では、公表すべきデータとして、下位基準である「SDDS」で定められたカテゴリに加え、更に9カテゴリ⁴の公表が求められている。「SDDS プラス」に参加するためには、参加する時点で「SDDS プラス」が新たに要請する9カテゴリのうち少なくとも5カテゴリのデータを整備していること及び残りのカ

テゴリについて加入後5年以内に全て公表を開始することが要件となっている。すなわち、一般政府収支については、2021年4月17日までにデータ整備及び公表を行う必要がある。

本稿は、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支のうち正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を経て財政収支に相当する純貸出／純借入に至る勘定の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性を検証することを目的としている。試算は、2015年度第一次年次推計を元に、四半期ベースで2016年度の一般政府収支の試算を行い、実際の2016年度第一次年次推計における収支の計数と比較を行う⁵。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、第2節でJSNAの年次推計で公表されている一般政府収支について確認する。続く第3節では、諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況について概観する。第4節は、四半期別一般政府収支の推計手法を検討し、試算を通じ

¹ 本稿は、筆者が財政班長の立場として執筆したものである。本稿の内容は全て筆者の個人的見解であり、筆者の所属する組織の公式見解を示すものではない。なお、本稿の作成にあたっては、内閣府経済社会総合研究所の二村秀彦国民経済計算部長をはじめとする国民経済計算部の職員の方々より非常に有益なご助言を頂いた。また、推計作業において内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課財政班の馬橋碧氏及び岩下隆成氏には非常に重要な示唆に富むご指摘等の多大なるご貢献を頂いたこと、同茂木菊男氏及び倉永知幸氏にはデータ整理につきご協力があつたことをここに記し、心より感謝申し上げる（所属は一部当時）。ただし、残る誤りはすべて筆者の責任に帰される。

² 分配側から推計された四半期別 GDP については高田他（2014）及び鈴木（2018）、生産側から推計された四半期別 GDP については吉沢他（2014）において詳細な検討が行われている。また、四半期別財政統計については、上野・三谷（2013）において、米国・カナダの事例を紹介したうえで、日本における四半期別財政統計を推計する場合の課題について言及されている。

³ 「SDDS プラス」（Special Data Dissemination Standard Plus）とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMF（国際通貨基金）が世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。従前のデータ公表基準である「SDDS」を発展させ、より広範囲なデータを公表することを義務付けた厳格な基準となっている。詳細については、IMF（2015）参照。

⁴ 金融健全性指標（FSI: Financial Soundness Indicators）、債務証券（Debt Securities）、証券投資残高共同調査（CPIS: Coordinated Portfolio Investment Survey）、直接投資残高共同調査（CDIS: Coordinated Direct Investment Survey）、外貨準備高の通貨構成（COFER: Currency composition of Official Foreign Exchange Reserves）、部門別バランスシート（Sectoral Balance sheets）、一般政府収支（GGO: General Government Operations）、一般政府債務（GGD: General Government total gross Debt）及びその他の金融法人調査（OFCS: Other Financial Corporations Survey）の9カテゴリ。なお、我が国は2018年11月末現在において、一般政府収支を除く8カテゴリについて既にデータを整備し、公表を開始している。

⁵ 平成23年基準（2008SNA）に対応した第一次年次推計は2015年度第一次年次推計からであること及び本稿を執筆した2018年11月末現在で公表されている最新の財政収支が2016年度第一次年次推計であることから、この年分のデータを用いて試算及び検証を行う。なお、「SDDS プラス」は四半期ごとの計数を当該四半期終了後12か月以内に公表することを要請しているため、2016年4-6月期は2017年5月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同6月末に公表、2016年7-9月期は2017年8月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同9月末に公表、2016年10-12月期及び2017年1-3月期は、2017年12月公表の2016年度第一次年次推計の値を四半期分割したものであり、四半期別一般政府収支の試算値と2016年度第一次年次推計値の間の改定差は存在しないと仮定して推計を行う。

て推計手法の妥当性を検証する。第5節は、本稿のまとめである。

2 日本の国民経済計算における一般政府収支

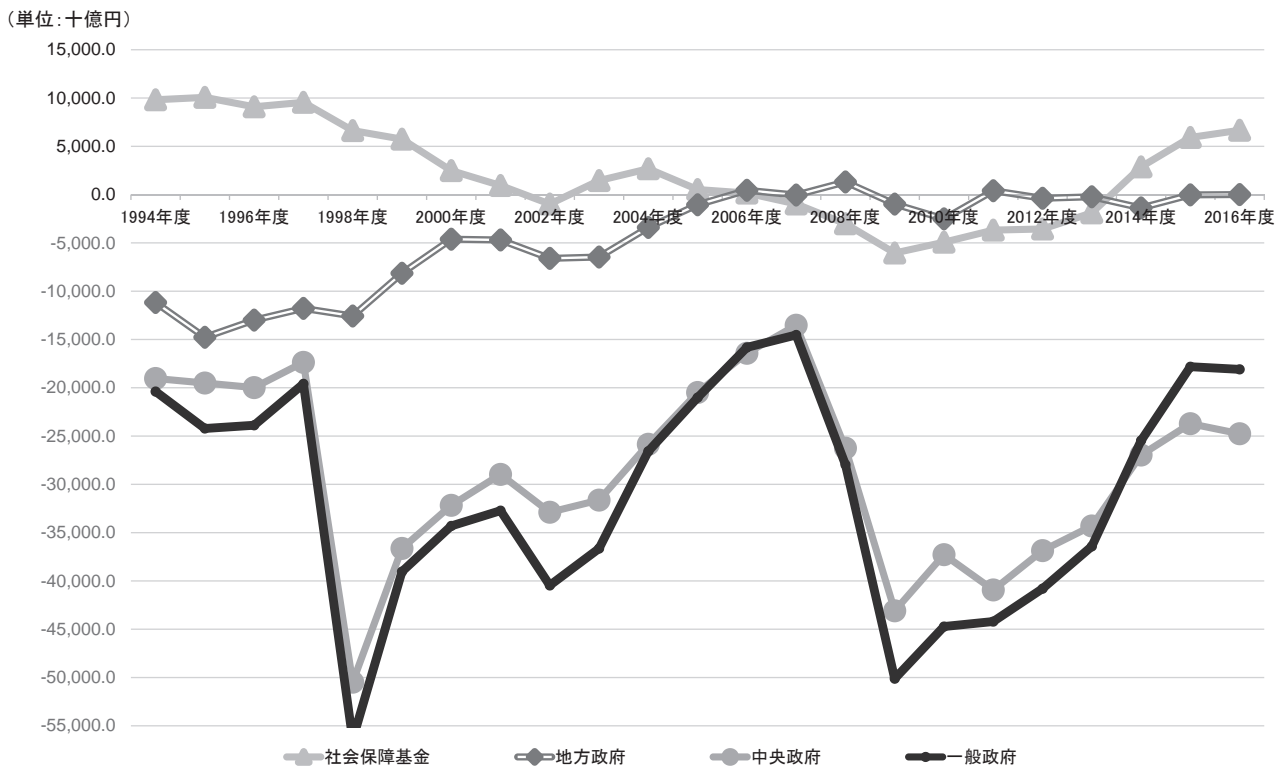
JSNA 上、一般政府収支は「制度部門別所得支出勘定」及び「制度部門別資本勘定・金融勘定」において計算される。「制度部門別所得支出勘定」では、税・社会負担・社会保障給付・財産所得・経常移転等から可処分所得を求め、政府最終消費支出を差し引くことで貯蓄（純）を計算している。「制度部門別資本勘定・金融勘定」では、貯蓄（純）に資本移転及び非金融資産の純取得⁶を加除することで「純貸出／純借入」を求めている。この「純貸出／純借入」は、経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものであり、一般政府の場合、いわゆる「財政収支」と呼ばれることもある。

一般政府の財政収支を中央政府・地方政府及び社会保障基金の3つの制度部門別に区分したものが、フロー編

付表6(1)⁷である。この付表6(1)を、IMFがGFSM⁸に定める表章に組み直したものがフロー編付表6(2)である。付表6(1)と付表6(2)は、「純貸出／純借入」をはじめ、多くの項目が同一計数となっている。しかし、例えば付表6(1)が政府最終消費支出を現物社会移転（個別消費支出）・現実最終消費（集合消費支出）に区分する一方、付表6(2)では政府最終消費支出の構成要素（雇用者報酬、財貨・サービスの販売等）に区分する等の表章項目の差異、また付表6(1)では政府最終消費支出及び財産所得のうち利子にはFISIMを加除する一方、付表6(2)では加除しない等の内容面での相違がある。この付表6(1)ないし付表6(2)の「純貸出／純借入」を時系列で示したものが、図1である。

図1では、近年、一般政府の「純貸出／純借入」の赤字が縮小傾向にあることが確認できるが、これは中央政府の財政収支赤字幅が縮小傾向となる中、地方政府の財政収支が概ね0近傍で推移していることなどが背景にあ

図1 制度部門別「純貸出／純借入」年度実績値（付表6(1)）

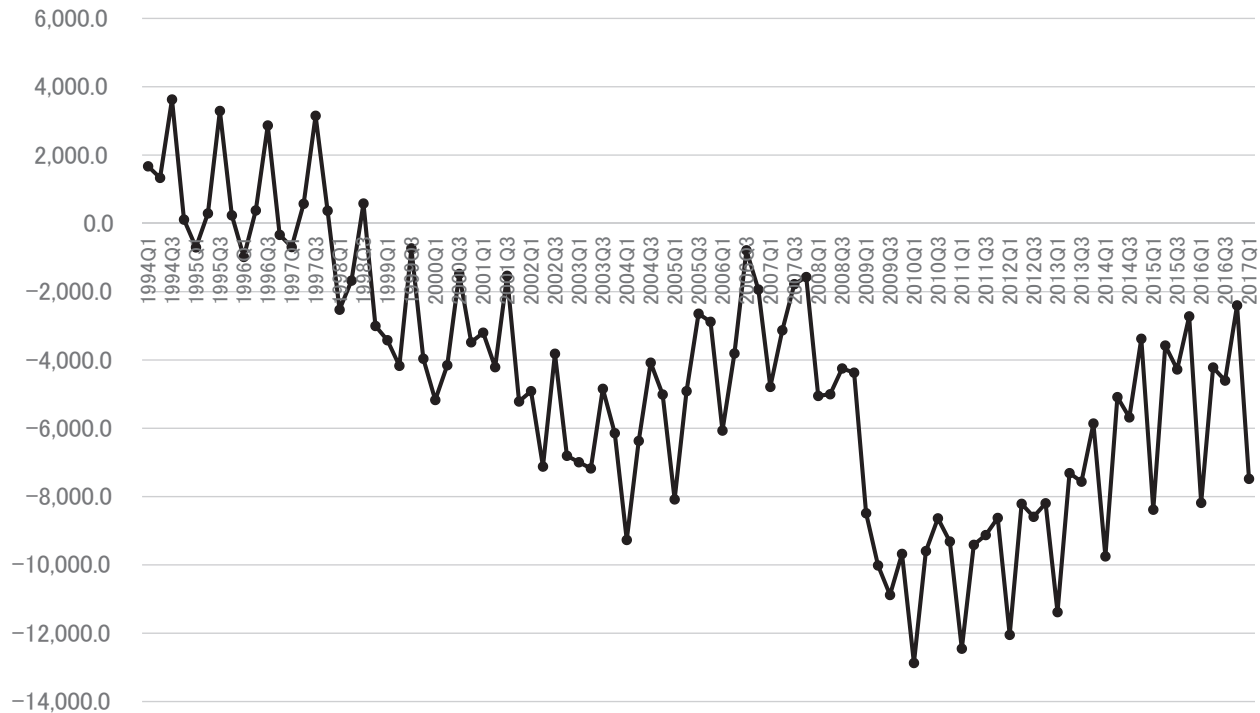


(出所)「平成28年度国民経済計算年報」(内閣府) 付表6(1) 一般政府の部門別勘定より作成。なお、付表6(2)も同一計数となる。

⁶ 非金融資産の純取得とは、公的固定資本形成、在庫変動及び土地の純購入から固定資本減耗を差し引いたもののことである。
⁷ 付表6(1)では、「純貸出／純借入」にFISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured、間接的に計測される金融仲介サービス) 調整前の利子を加除することで「プライマリー・バランス (基礎的財政収支)」も参考値として計算している。
⁸ IMFはGFS (Government Finance Statistics、政府財政統計) に関する基準としてGFSM (GFS Manual) を定めている。GFSMは、SNAの基準と相互参照する等、原則としてSNAと整合的となっている。現在、2008SNAに対応した「GFSM2014」が最新版である。なお、IMF(2015)にあるとおり、「SDDSプラス」の公表基準もGFSMに依っている。

図2 制度部門別所得支出勘定 一般政府 貯蓄（純）

(単位:十億円)



(出所)「平成28年度国民経済計算年報」(内閣府) II. 制度部門別所得支出勘定 4. 一般政府 5.2 貯蓄(純)より作成

る。

現在、「制度部門別所得支出勘定」は四半期値が公表されているものの、「制度部門別資本勘定・金融勘定」の四半期値は公表されていない。よって、年次推計においても、四半期別の一般政府財政収支は公表されていないこととなる。そこで、四半期値が公表されている「制度部門別所得支出勘定」の一般政府「貯蓄(純)」につき、2016年度第一次年次推計における1994年度から2016年度の計数を時系列で示したものが、図2⁹である。

図2の四半期パターンに着目すると、概ね1-3月期が1年のうちで最も財政赤字幅が大きく、4-6月期・7-9月期・10-12月期の中では総じてみると7-9月期の財政赤字幅がやや大きい、という季節性が読み取れる。この理

由として、「所得・富等に課される経常税(受取)」及び「社会負担(受取)」に同様の季節性があり、その影響が大きいことが考えられる。

「所得・富等に課される経常税(受取)」が季節性を有する要因は、吉田・多田(2013)で指摘されているとおり、源泉所得税を発生主義転換した結果、一般的なボーナス支給月が含まれる4-6月期及び10-12月期に税収のピークが表れるためと解される¹⁰。「純社会負担(受取)」についても、雇用者の社会保険料負担額は給与に一定率を乗じて計算するため、やはりボーナス支給月が含まれる4-6月期及び10-12月期にピークが来るものと考えられる。

⁹ 本稿において、Q1は1-3月期、Q2は4-6月期、Q3は7-9月期、Q4は10-12月期を示すものとする。

¹⁰ その他、給与支払人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を半年分まとめて納めることができる「納期の特例制度(納特)」も一因として考えられる。納特を適用した場合、その年の1月から6月までの源泉徴収税額を7月10日までに、7月から12月までの源泉徴収税額を翌1月20日までに納税すれば良いため、結果的に1-3月期及び7-9月期の源泉徴収税額が過少になっていると解される。「民間給与実態統計調査」(国税庁)の長期時系列表2-3事業所規模別給与所得者数・平均給与において、給与所得者全体に占める従業員10人未満の事業所で働く給与所得者の割合を計算すると、平成6年度では20.9%、その後中小法人企業や個人事業者等の小規模事業者の減退が続いた平成29年度においても15.9%となっている。給与所得者の人数にその事業所規模における平均給与を乗じて計算した金額ベースでも、平成6年度では16.9%、平成29年度においても13.5%が従業員10人未満の事業所で働く給与所得者となっており、この層の源泉所得税納付動向により一國全体のマクロの源泉所得税四半期パターンに一定の影響があるものと考えられる。

3 諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況¹¹

「SDDS プラス」には、現在、17か国が参加している¹²。以下、公表項目、公表制度部門及び公表時期について、各国の状況を概観する。

(1) 公表項目

IMF (2015) では、「SDDS プラス」の一般政府収支の正味資産に影響を与える取引、非金融資産に係る取引を

経て純貸出／純借入に至る表章項目について表1¹³のとおり定められている。

表1に示されている項目は、GFSMが定める表章カテゴリであり、JSNA上は付表6(2)が同一の表章カテゴリを採用している。付表6(2)では、より詳細な表章カテゴリまで公表されている¹⁴が、「SDDS プラス」については、適時性のある四半期データということを鑑み、最小の要請としては表1の表章カテゴリの公表に留まっている。各国の公表状況を確認すると、カナダについては詳細な表章カテゴリまで公表しており、フラ

表1 「SDDS プラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目

Transactions affecting net worth		正味資産に影響を与える取引	
Revenue	Taxes	1. 収入	11. 税
	Social contributions		12. 社会負担
Expenses	Grants	2. 支出	13. 交付金
	Other revenue		14. その他の収入
	Compensation of employees		21. 雇用者報酬
	Use of goods and services		22. 財・サービスの使用
	Consumption of fixed capital		23. 固定資本減耗
	Interest		24. 利子
	Subsidies		25. 補助金
	Grants		26. 交付金
	Social benefits		27. 社会給付
	Other expenses		28. その他の支出
Transactions in nonfinancial assets		非金融資産の取引	
Net acquisition of nonfinancial assets	Fixed assets	31. 非金融資産の純所得	311. 固定資産
	Change in inventories		312. 在庫
	Valuables		313. 貴重品
	Nonproduced assets		314. 非生産資産
Net lending/borrowing		純貸出 / 純借入	

(出所) 英語部分は IMF (2015) Table3.1、日本語対訳は付表6(2)の対応する項目より

¹¹ 各国統計局の WEB サイトにおいて、IMF が定めるデータ公表方法に則って「SDDS プラス」として公表されているデータを元に整理したものである。

¹² 英語表記のアルファベット順に Austria (オーストリア), Bulgaria (ブルガリア), Canada (カナダ), Czech Republic (チェコ), Denmark (デンマーク), Finland (フィンランド), France (フランス), Germany (ドイツ), Italy (イタリア), Japan (日本), Latvia (ラトヴィア), Lithuania (リトアニア), Netherlands (オランダ), Portugal (ポルトガル), Spain (スペイン), Sweden (スウェーデン), United States (米国) の17か国。

¹³ IMF (2015) には、以下の記述がなされている。“3.4 Data with less detail than the minimum requirement will not meet the SDDS Plus requirements. In other words, quarterly data should be compiled and disseminated for at least the categories shown in Table 3.1.” よって、少なくとも表1に掲げる項目については推計データを公表する必要があると解される。

¹⁴ 例えば「11. 税 (Taxes)」の内訳項目として「111. 所得・利益・資本利得に課される税 (Taxes on income, profits, and capital gains)」、更にその内訳項目として「1111. 個人からのもの (Payable by individuals)」等も、JSNA 上の付表6(2)において公表されている。

ンス、フィンランド、ブルガリア等も部分的に細かなカテゴリーまで公表¹⁵している一方、米国、ドイツ、オーストリア等の多くの国が表1の表章カテゴリーに基づいて公表している。また、米国・フランスが名目季節調整系列のみ、カナダが名目原系列・季節調整系列の両方を公表している一方、ドイツ、チェコ、オーストリア等の多くの国が名目原系列のみの公表となっている。金額の単位については、各国の四半期別GDP速報や年次推計と同一単位を用いることが一般的といえる。

(2) 公表制度部門

公表する制度部門について、IMF(2015)では、推計においては各制度部門別のタイムリーデータの使用が望ましいとしつつも、公表制度部門は一般政府(General Government)としている¹⁶。各国の公表状況を確認すると、カナダについては各制度部門に細分化¹⁷し公表しているが、米国、ドイツ、フランス等の他の諸国は一般政府のみの公表となっている。

(3) 公表時期

公表時期については、IMF(2015)では、当該四半期終了後12か月以内に公表することを要請しており、宥恕規定はない。2018年11月末現在においては、カナダが2018年7-9月期のデータまで公表している一方、他の多くの国は2018年4-6月期まで公表している。

過去のデータ公表状況については、各国の公表状況を確認すると、カナダは1961年1-3月期以降、フランスは1980年1-3月期以降と比較的長期間のデータを公表している一方、ブルガリアは2014年1-3月期以降のデータ公表に留まっており、各国の対応にはかなりのばらつきがみられる¹⁸。チェコ・フィンランドが1999年1-3月期以降、米国・オーストリアが2001年1-3月期以降等、2000

年前後から公表している国が比較的多いが、ドイツは2009年1-3月期以降のデータ公表に留まっており、各国の事情に合わせた公表が行われているものと推察される。

なお、過去公表した四半期データの遡及改定について、2018年11月末現在では先に述べたとおり2018年4-6月期まで公表している国が多いが、2018年8月に公表されていた2018年1-3月期と現在公表されている2018年1-3月期のデータを比較すると、多くの国で遡及改定がなされていることが確認された¹⁹。

(4) 小括

IMF(2015)及び諸外国における四半期別一般政府収支の公表状況を踏まえ、本稿では、一般政府の名目原系列を表1の表章カテゴリーで10億円単位にて公表することを前提に、次節において試算を行う。なお、公表時期については、次節において、推計値の適時性・正確性の観点から改めて検討する。

4 四半期別一般政府収支の推計方法の検討

(1) 推計の基本的な考え方

「SDDSプラス」とは、2007年に発生した世界金融危機の経験を踏まえ、IMFが世界的な金融危機を未然に防ぐための取組の一つとして設定した、経済・金融データを適時的に公表するための基準である。その趣旨に鑑みれば、適時性・正確性の両方が重要となるが、両者は一般的にはトレードオフの関係にある。

適時性の考え方に立脚すれば、「国の予算」(財務省)及び「地方財政計画」(総務省)等の予算値の伸び率や、付表6(2)で公表している過去計数のトレンドを用いて推計することが考えられる。しかし、年次推計が実績値である決算データを用いていることから、正確性を重視

¹⁵ 例えばブルガリアでは、“Taxes”の内訳項目である“VAT, receivable (JSNA 付表6(2)では11411. 付加価値税)”や、“Other expenses”の内訳項目である“Other current transfers, payable (JSNA 付表6(2)では2821. 他に分類されない経常移転(受取)”等も「SDDSプラス」として公表している。

¹⁶ IMF(2015)には、以下の記述がなされている。“3.5 The preferred method for compiling general government data is through the timely reporting of data by each government unit. If this is not fully achievable, such reports can be complemented with other administrative data or macroeconomic statistics that are available on a quarterly basis, and with estimation techniques (see Quarterly Government Finance Statistics Guide). If state or local government subsectors are composed of a significant number of small unit, the use of surveys and/or other statistical techniques to compile quarterly data is encouraged. To the extent possible, such surveys should use a stratified sample using an indicator - for example, population or the size of central government transfers - with the relative importance of those units in the subsector.”。すなわち、データ制約が想定される地方政府の推計では、人口、中央政府からの移転等、関連する指標を用いた推計という方法も提唱されている。

¹⁷ 一般政府(General governments)の他に、Federal general government, Provincial and territorial general governments, Local general governments, Aboriginal general governments, Canada Pension Plan, Quebec Pension Plan が公表されている。

¹⁸ 「SDDSプラス」では、最新の公表年分から起算して過去5年分のデータを、一般的なデータ形式(.xls, .csv等)及びSDMX(Statistical Data and Metadata eXchange)形式の両方で公表することが要請されている。

¹⁹ 遡及期間は、例えばドイツは2014年1-3月期から2018年1-3月期まで、チェコは2017年1-3月期から2018年1-3月期まで遡って計数変動があった。

し実績値データである「予算使用の状況」（財務省）及び「地方公共団体消費状況等調査」（内閣府）を主として使用した方が四半期別一般政府収支の公表値と年次推計との改定差は小さくなることが期待される。本稿では、四半期別の推計値と年次推計値²⁰の乖離を縮小させることに主眼を置き²¹、当該四半期終了後 12 か月後に公表²²することを前提に、主として実績値データを使用して試算を行う。

（２）利用可能データの検討

四半期別一般政府収支の推計を行う上で、本稿で主に使用するデータをまとめたものが、表 2 である。

以下、それぞれのデータの特徴について説明する。

イ 「予算使用の状況」の特徴

「予算使用の状況」（財務省）は、財政法第 46 条第 2 項の規定に基づく国会及び国民に対する報告として、一般会計の税目別の租税等の収納状況及び所管・組織・項別の支出状況並びに特別会計等の収支状況について、各省庁等からの毎月の報告により財務省において四半期毎に集計したものである。

「予算使用の状況」は、収入済額及び支出済額を集計したものであるため、出納整理期間を含めた年度合計値は、原則的に「国の決算」の年度値と一致する。「SDDS プラス」の推計上、 n 年 4-6 月期の推計においては n 年 4 月から $n+1$ 年 3 月末までのデータが利用可能であり、必要に応じて $n+1$ 年 4 月及び 5 月の出納整理期間の計数を推計して使用する。 n 年 7-9 月期の推計においては、 n 年 4 月から $n+1$ 年 5 月末までのデータが利用可能で

表 2 四半期別一般政府収支推計に使用する主なデータ

統計名	公表機関	公表期種	公表時期	データ種別	使用する制度部門	使用カテゴリー
予算使用の状況	財務省	四半期	$t+3$	実績値	中央政府及び社会保障基金	11. 税、12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、25. 補助金、27. 社会給付、28. その他の支出及び 314. 非生産資産
地方公共団体消費状況等調査	内閣府	四半期	$t+7$	実績値	地方政府	12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、25. 補助金、27. 社会給付及び 28. その他の支出
租税及び印紙収入、収入額調	財務省	月次	$t+1$	実績値	中央政府	11. 税
地方財政計画（地方団体の歳入歳出総額の見込額）	総務省	年度	$t-14$	予算値	地方政府	11. 税（事業税）
国際収支統計（BOP）	日本銀行	月次	$t+2$	実績値	中央政府	13. 交付金（受取）、14. その他の収入、26. 交付金（支払）及び 28. その他の支出
独立行政法人年金積立金管理運用（GPIF）、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート	各団体	四半期	$t+3$	実績値	社会保障基金	14. その他の収入
財務諸表	各団体	年度	$t+2$	実績値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	12. 社会負担、14. その他の収入、24. 利子、27. 社会給付及び 28. その他の支出
支出側四半期別 GDP 速報（QE）	内閣府	四半期	$t+2$	推計値	中央政府、地方政府及び社会保障基金	14. その他の収入、21. 雇用者報酬、22. 財・サービスの使用、23. 固定資本減耗、27. 社会給付、28. その他の支出、311. 固定資本及び 312. 在庫

※公表時期の「 $t+n$ 」とは、該当期種の最終月の翌月から起算して概ね n か月に公表される、という目安を示す。

（出所） 著者作成

²⁰ 現在、第一次年次推計、第二次年次推計及び第三次年次推計と、年次推計は 3 回改定される。但し、第三次年次推計は供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計、すなわち概念的には一致するはずである経済活動別に推計される「中間投入」と財貨・サービス別に推計される「中間消費」を統合する処理であるため、第二次年次推計と比しても財政収支に大きな差異は生じない。第二次年次推計についても、財政収支に関する第一次年次推計との改定差は、基準改定等の年度については目立つものの、それ以外の年度については、GDP 比で 0.05% 程度の改定差に留まっている。よって、本稿で四半期別推計値と比較する対象の年次推計は、第一次年次推計とする。

²¹ 「公的統計の整備に関する基本的な計画 第 III 期基本計画」（2018 年 3 月 6 日閣議決定）においても、QE と年次推計の改定幅の縮小に向けた様々な取組が議論されている。

²² 具体的には、 n 年 4-6 月期は $n+1$ 年 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 6 月末に公表、 n 年 7-9 月期は $n+1$ 年 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計し同 9 月末に公表、 n 年 10-12 月期及び $n+1$ 年 1-3 月期は n 年度第一次年次推計の値を使用し $n+1$ 年 12 月に公表する。

あり、年次推計で使用する「国の決算」と原則的に同一のデータが利用可能となる。

「予算使用の状況」は、中央政府の推計だけでなく、社会保障基金格付けである年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定²³のデータも利用することができる。また、中央政府・地方政府間の経常・資本移転のデータも利用可能であるため、地方政府の推計にも活用することができる。

ロ 「地方公共団体消費状況等調査」の特徴

「地方公共団体消費状況等調査」(内閣府)は、地方公共団体の消費及び投資関連予算の各四半期時点現計予算額並びに一般会計(歳入歳出)に係る四半期別執行額について調査し、QEの推計及び四半期別財政統計の作成にかかる検討に必要な基礎資料を得ることを目的とした、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査である。

「地方公共団体消費状況等調査」は、QEの推計基礎資料を得ることを目的として1980年に始まった統計調査であり、当初は「都道府県・政令指定都市における会計項目別経費」の現計予算額のみが調査項目であった。2014年4-6月期より、「SDDSプラス」の推計基礎資料を得ることを目的として調査項目を拡張し、新たに「都道府県・政令指定都市における会計項目別収入・支出金額」の調査も実施している。

「地方公共団体消費状況等調査」の年度合計値は、地方政府の決算データである「地方財政統計」(総務省)における都道府県及び政令指定都市の年度値の金額水準とは一定の差異があるがものの、両者の年度伸び率は概ね一致している²⁴。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における年度の伸び率で「地方財政統計」を延伸することで、一定程度の精度を持った地方政府の決算データを推計することが可能となる²⁵。

データ公表時期の制約により、n年4-6月期の推計においてはn年4月からn年12月末までのデータしか利用できないため、n+1年3月末(出納整理期間を含む)

の計数を推計し年度値を作成する必要がある。n年7-9月期の推計においては、n年4月からn+1年3月末までのデータが利用可能であり、1年度分の実績値データが利用可能となる。

ハ その他の基礎データの特徴と使用方法

「租税及び印紙収入、収入額調」(財務省)は、国の税収推計に使用する。所得税、消費税等の大部分の税は、開発中である分配側QNAで検討されている手法²⁶(以下、分配側QNAの手法による推計分)により推計を行うが、分配側QNAで検討されている推計対象外の法人税等について「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて推計を行う。地方税については、上述の「地方公共団体消費状況等調査」では「都道府県税/市税」の合計しか調査対象ではない。そのため、地方法人税は国の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016年度に大きな制度変更があった²⁷事業税は、予算値である「地方財政計画(地方団体の歳入歳出総額の見込額)」(総務省)における事業税の伸び率で延伸する。

「国際収支統計(BOP)」(日本銀行)は、国外との交付金や経常移転の推計に使用する。「独立行政法人年金積立金管理運用(GPIF)、国家公務員共済、地方公務員共済及び私学共済の運用レポート」は、平成28年度で約4.0兆円ある社会保障基金の財産所得(受取)の大宗を占めるデータをタイムリーに入手するうえで重要なデータである。その他、各団体の財務諸表及びQEも推計に活用する。

(3) 一部データが利用できない場合の補外推計手法の検討

年次推計においては、決算データを用いて年度額を計算し、その種類に応じた四半期パターンを用いて各四半期に按分している項目も存在する²⁸。当該四半期終了後12か月後に公表する場合、7-9月期については「予算使用の状況」及び「地方公共団体消費状況等調査」等の実

²³ 具体的には、JSNA上、年金特別会計では健康勘定、厚生年金勘定、子ども・子育て支援勘定、業務勘定、基礎年金勘定及び国民年金勘定、労働保険特別会計では労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定のデータが社会保障基金格付けとなっている。

²⁴ 例えば都道府県と政令指定都市における目的別「総務費」について、「地方財政統計」では2-5-2表と2-5-6表の単純合計値を合算すると2015年度の約4.0兆円から2016年度は約3.5兆円と▲13.2%の伸び率である一方、「地方公共団体消費状況等調査」では2015年度の約4.9兆円から2016年度は約4.2兆円と▲13.9%の伸び率となっている。

²⁵ 「地方公共団体消費状況等調査」は都道府県及び政令指定都市を対象としたものであるが、「地方財政統計」は政令指定都市以外の市区町村も含んでいる。しかし、都道府県及び政令指定都市は地方政府全体の概ね6割程度をの金額をカバーしており、かつ、「地方財政統計」都道府県及び政令指定都市の伸び率とその他の市区町村の伸び率の傾向は概ね一致しているため、「地方公共団体消費状況等調査」の年度伸び率を「地方財政統計」の一国全体に乗じて推計しても相当程度の精度が確保されると解される。

²⁶ 詳細は高田他(2014)及び鈴木(2018)参照。

²⁷ 詳細は平成27年12月24日に閣議決定した「平成28年度税制改正の大綱」を参照。

²⁸ 詳細は「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版」(内閣府)を参照。

績値データは年度全てに関して利用可能である一方、4-6月期の推計については利用不可能な一部データを補外推計したうえで年度値を作成する必要がある。

前年度の第1四半期を α_1 、第2四半期を α_2 、第3四半期を α_3 、第4四半期を α_4 、今年度の第1四半期を α_5 、第2四半期を α_6 、第3四半期を α_7 、とした時に、第4四半期 α_8 のデータが利用不可能な場合に補完推計する手法としては、以下の式1が考えられる。

$$\alpha_8 = \alpha_4 \times \frac{\sum_{q=5}^7 \alpha_q}{\sum_{q=1}^3 \alpha_q} \quad \dots \text{式1}$$

但し、大守（2002）で指摘されているとおり、第1～3四半期と比して第4四半期が著しく大きい場合は、この手法は大きな歪みを生むこととなる。よって本稿でも、この推計手法が適さない場合は、過去5年間の同一項目の伸び率で延伸する方法を代替的に用いる²⁹。

（4）各表章項目における推計手法の検討と結果の検証

以上を踏まえ、本節では、「SDDS プラス」で要請される四半期別一般政府収支の表章項目の順に、推計手法の検討と結果の検証を行う。

イ 収入

（イ）税

付表6（2）で公表されている2016年度の一般政府「11. 税」の金額は、約99.4兆円³⁰である。このうち、所得税、消費税、固定資産税等の約77.1兆円分は、分配側QNAの手法に基づき推計を行い、本稿ではそれ以外の法人税、事業税（法人分）等の約22.3兆円部分³¹の推計手法を検討する。

このうち、資本税（相続税）及び日本銀行納付金その他の約2.6兆円部分については、「予算使用の状況」を用いることで年次推計と同一のデータが利用可能となる。一方、残る法人関係の税約19.7兆円部分については、年次推計においては年度値を四半期均等按分しているため、補外推計が必要となる。4-6月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」を用いて補外推計³²を行った。地方政府の税は、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割については中央政府の法人税と同一伸び率であると仮定して推計し、2016年度に大きな制度変更があった事業税（法人分）は「地方財政計画（地方団体の歳入歳出総額の見込額）」の伸び率で延伸した。7-9月期の推計においては、中央政府の税は「租税及び印紙収入、収入額調」により年次推計と同一データが利用可能となる。地方税については、4-6月期と同様に推計を行った。

以上を合計し、2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表3である。本稿独自の手法による推計分の推計値と実績値の乖離の絶対値を実績値で除した割合を「乖離率」と定義すると、「税」における乖離率は、約0.0%（約0.03%）となった。

（ロ）社会負担

付表6（2）で公表されている2016年度の一般政府「12. 社会負担」の金額は、約69.1兆円³³である。このうち、「121. 社会保障負担」部分約66.6兆円については、特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）と非特別会計分（組合健保、各共済組合、国民健康保険及び介護保険等）に分類し、特別会計分約42.6兆円は「予算使用の状況」を用いて推計を行った。非特別会計分約

²⁹ 上野・三谷（2012）において米国が過去数年間の平均を用いた延長推計を行っていることを紹介されており、過去の伸び率で延伸する推計はIMF（2015）でも容認されている手法である。本稿では、過去計数による推計を行う項目全てに関し、前年度延伸（1年）、過去3年平均、過去5年平均、過去10年平均の4種類の伸び率を検討した。推計結果と実際の2016年度第一次年次推計の計数を比較し両者の差の二乗和が最小となることや、どの項目においても異常値が発生していないことを基準として検討した結果、過去5年平均を原則として採用した。なお、制度変更等により著しく傾向が異なる項目については、前年度延伸をベースとして制度変更等のその影響を特殊要因として勘案する。

³⁰ 本節における2016年度の実績値の金額は、特にことわりなき場合、2018年1月17日に公表された2016年度第一次年次推計の付表6（2）の計数のことをさす。

³¹ 内訳は、中央政府は法人税が約10.2兆円、地方法人特別税等その他の法人関係税が約2.4兆円、資本税（相続税）が約2.1兆円、日本銀行納付金その他が約0.5兆円、地方政府は事業税（法人分）が約4.0兆円、道府県民税・市町村税の法人税割及び法人均等割が約2.9兆円となっている。

³² 法人税を例に説明すると、2016年4月末時点における2015年度累計納税額は約6.4兆円、2017年4月末時点における2016年度累計納税額は約6.0兆円であり、伸び率は▲5.9%となる。2015年度法人税実績値の約10.8兆円にこの伸び率を乗じることで、2016年度法人税推計値約10.2兆円を得る。これを四半期均等し、2016年4-6月期の法人税推計値は約2.5兆円となる。なお、2016年度の法人税実績値は約10.3兆円、これを四半期均等した4-6月期は約2.6兆円となり、推計値と実績値の乖離は約▲0.0兆円（▲0.03兆円）となる。

³³ 内訳は、各社会保険料収入等の「121. 社会保障負担」が約66.6兆円、退職金及び公務災害補償費等の「122. その他の社会負担」が約2.5兆円となっている。

表3 「税」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	22,340.0	22,333.4	6.6
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	99,758.0	99,400.5	357.5

表4 「社会負担」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	69,098.6	69,140.0	▲ 41.4

24.1兆円については、決算データを直接は利用できないため伸び率等を用いた推計を行う必要があるが、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われるため、機械的に過去5年平均伸び率を適用せず、より詳細に推計を行う。まず、非特別会計分のうち年金に関する約4.7兆円については、年金特会が大宗を占める特別会計分（年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定）と同一伸び率であると仮定して推計を行った。それ以外の約19.4兆円は、非特別会計の2014年度第二次年次推計から2015年度第一次年次推計への伸び率を用いて延伸したうえで、制度変更の影響を考慮した³⁴。その結果、本稿における「121. 社会保障負担」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円（約0.02兆円）の過小推計となり、乖離率は約0.0%（約0.03%）となった。

「122. その他の社会負担」については、主として「予算使用の状況」³⁵、「地方公共団体消費状況等調査」³⁶を用

いて推計を行った。

以上を合計し、「社会負担」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表4である。「社会負担」における乖離率は、約▲0.1%となった。

(ハ) 交付金

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「13. 交付金」の金額は、約0.0兆円（0.01兆円）である。一般政府の財政収支に係る交付金は、「国際収支統計」がデータ元となる国外からの交付金や経常移転のみである³⁷。「国際収支統計」のデータは日本銀行WEBサイトより該当月終了後2か月程度で利用可能であるため、表5のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

(ニ) その他の収入

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「14. その他の収入」の金額は、約21.1兆円³⁸である。このう

³⁴ 本稿推計期間では大きな制度変更はないため特段の調整は行わなかった。但し、四半期パターンについては、年度により若干変動がみられるため、過去5年の四半期パターンの平均を用い平準化した。

³⁵ 残る部分は中央政府格付けの独立行政法人・認可法人・特殊法人等（以下、独法等）であるが、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「122. その他の社会負担」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月には各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成27年度第一次年次推計のパターンを使用した。

³⁶ 地財データにおける退職金及び公務災害補償費等は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、本稿における「地方公共団体消費状況等調査」を用いた推計については、4-6月期は2015年4-12月から2016年4-12月の伸び率を、4-6月期は2015年4-翌3月から2016年4-翌3月の伸び率を使用している。

³⁷ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整（consolidation）により0となる。

³⁸ 内訳は、「1411. 利子」が約6.5兆円、「1412. 配当」が約0.2兆円、「1413. 準法人企業所得の引き出し」が約0.3兆円、「1414. 投資所得払い」が約0.0兆円（約0.0003兆円）、「1415. 賃貸料」が約0.0兆円（約0.02兆円）、「142. 財貨・サービスの販売」が約6.1兆円、「143. 科料・罰金及び追徴金」が約0.2兆円、「1441. 他に分類されない経常移転」が約2.0兆円、「1442. 他に分類されない資本移転」が約5.9兆円、「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約0.0兆円（約0.01兆円）となっている。

表5 「交付金」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	6.7	6.7	0.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	6.7	6.7	0.0

ち、財貨・サービスの販売及び中央銀行産出額についてはQEで推計されるため、本稿ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。

「1411. 利子」は、中央政府分は主として「予算使用の状況」等³⁹、地方政府分は「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁰を用いて推計を行った。社会保障基金については、金額規模が大きいため、利子の種類ごとに区分し詳細に推計を行った⁴¹。以上をまとめた一般政府の「利子」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.1兆円の過大推計となり、乖離率は約0.9%となった。

「1412. 配当」は、「予算使用の状況」を用いて推計を行った。

「1413. 準法人企業所得の引き出し」及び「1414. 投資所得払い」については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表6(2)の同一項目過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「1415. 賃貸料」については、中央政府は「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に2015年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。地方政府及び社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較

的小さいことから、各制度部門別に付表6(2)の「1415. 賃貸料」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「143. 科料・罰金及び追徴金」については、中央政府及び社会保障基金は「予算使用の状況」を用いて推計した。地方政府については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6(2)の地方政府「143. 科料・罰金及び追徴金」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

「1441. 他に分類されない経常移転」について、中央政府は主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁴²。地方政府については、基礎データの過去5年平均伸び率を用いて推計した。社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表6(2)の社会保障基金「1441. 他に分類されない経常移転」過去5年平均伸び率を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない経常移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約0.0兆円(約0.003兆円)の過大推計となり、乖離率は約0.3%となった。

「1442. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金⁴³は主として「予算使用の状況」等⁴⁴を用いて推計した。地方政府については、主として

³⁹ 4-6月期は「予算使用の状況」の出納整理期間を捕外推計する必要があるが、2015年の「予算使用の状況」における出納整理期間の金額は4～翌3月の合計の約11倍あるため、例外的に付表6(2)における中央政府「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて捕外推計した。独法等は、4-6月期の財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。四半期パターンは、平成27年度第一次年次推計のパターンを使用した。

⁴⁰ 「地方公共団体消費状況等調査」における「財産収入」の伸び率を用いて推計した。

⁴¹ 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)・国家公務員共済・地方公務員共済及び私学共済分については運用レポートを用いて推計、特別会計分(年金特別会計及び労働保険特別会計の各勘定)は「予算使用の状況」を用いて推計、その他については付表6(2)における社会保障基金「1411. 利子」の過去5年平均伸び率を用いて推計した。

⁴² 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴³ 代行返上に伴う厚生年金基金から年金特別会計への積立金の移管が社会保障基金の資本移転(受取)に記録され、金額規模は2013年度約0.1兆円、2014年度約2.1兆円、2015年度約4.7兆円、2016年度約4.4兆円と変動が大きいが、「予算使用の状況」を用いることでほぼ正確に対応することが可能となる。

⁴⁴ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁵を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない資本移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計となり、乖離率は約 0.2% となった。

「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」は、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表 6 (2) の「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

以上を合計し、「その他の収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 6 である。「その他の収入」における乖離率は、約 0.6% となった。

(ホ) 小括

税、社会負担、交付金及びその他の収入を合計した「収入」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 7 である。収入合計 177.2 兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約 0.1 兆円、乖離率は約 0.3% となった。

ロ 支出

(イ) 雇用者報酬

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「21. 雇用者報酬」の金額は、約 28.6 兆円である。この雇用者報酬については、全額 QE において推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 8 である。

(ロ) 財・サービスの使用

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「22. 財・サービスの使用」の金額は、約 18.0 兆円である。この財・サービスの使用については、全額 QE において推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 9 である。

表 6 「その他の収入」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	15,035.2	14,948.1	87.1
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	21,368.5	21,195.9	172.6

表 7 「収入」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	177,293.2	177,241.0	52.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	6,333.3	6,247.8	85.5
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	261,044.5	260,555.9	488.6

表 8 「雇用者報酬」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	28,514.9	28,602.3	▲ 87.4

⁴⁵ 「地方公共団体消費状況等調査」における「分担金及び負担金」及び「寄附金」の伸び率を用いて推計した。また、公営企業分・公立大学法人・地方独立行政法人等（以下、公営企業等）は、各項目の過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。

表9 「財・サービスの使用」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	18,014.3	17,968.7	45.6
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	18,014.3	17,968.7	45.6

表10 「固定資本減耗」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	17,448.3	17,396.1	52.2
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	17,448.3	17,396.1	52.2

表11 「利子」の推計結果及び2016年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	10,653.1	10,532.2	120.9
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	10,653.1	10,532.2	120.9

(ハ) 固定資本減耗

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「23. 固定資本減耗」の金額は、約17.4兆円である。この固定資本減耗については、全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表10である。

(ニ) 利子

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「24. 利子」の金額は、約10.5兆円である。中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁴⁶を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁷を用いて推計した。

以上を合計し、「利子」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表11である。「利子」における乖離率は、約1.1%となった。

(ホ) 補助金

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「25. 補助金」の金額は、約3.0兆円である。中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁴⁸を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁴⁹を用いて推計した。

以上を合計し、「利子」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表12である。「利子」における乖離率は、約2.2%となった。

⁴⁶ 中央政府の市場生産者（公的企業）扱いとなる特別会計にかかる支払利子については、過去のトレンドに基づき控除している。また、独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁷ 「地方公共団体消費状況等調査」における「公債費」の伸び率を用いて推計した。

⁴⁸ 独法等は、4-6月期は財務諸表が入手できないため付表6(2)における中央政府「1441. 他に分類されない経常移転」の過去5年平均伸び率を用いて推計し、7-9月は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁴⁹ 地財データにおける補助金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

表 12 「補助金」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	3,099.0	3,031.8	67.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	3,099.0	3,031.8	67.2

表 13 「交付金」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	591.3	591.3	0.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	591.3	591.3	0.0

(へ) 交付金

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「26. 交付金」の金額は、約 0.6 兆円である。一般政府の財政収支に關係する交付金は、「国際収支統計」がデータ元となる国外への交付金や経常移転のみである⁵⁰。「国際収支統計」のデータは日本銀行 WEB サイトより該当月終了後 2 か月程度で利用可能であるため、表 13 のとおり、推計値と実績値に改定差が生じない。

(ト) 社会給付

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「27. 社会給付」の金額は、約 114.6 兆円⁵¹である。このうち、現物給付の約 46.8 兆円については QE において推計されるため、本稿ではそれ以外の約 67.8 兆円部分につき推計手法を検討する。

金額の大宗は、社会保障基金の「2711. 現金による社会保障給付」である。この社会保障基金の現金による社会保障給付は、財政収支に大きな影響を与える金額規模であり、かつ、社会保障制度は制度変更が頻繁に行われ

るため、上述の社会負担同様、より詳細に推計を行う。具体的には、①厚生年金、②国民年金、③労災保険、④失業給付、⑤国家公務員共済(長期)・地方公務員共済(長期)及び私学共済(長期)、⑥児童手当、⑦その他、に分類する。まず、国の特別会計で把握できる①～④は「予算使用の状況」を用いて推計した。⑤は、公的年金の実績値データである①厚生年金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。⑥は、「予算使用の状況」における児童手当等交付金の伸び率と同一であると仮定して推計を行った。⑦は、当該団体ごとに 2014 年度第二次年次推計から 2015 年度第一次年次推計への伸び率を用いて推計したうえで、制度変更の影響を考慮した⁵²。その結果、本稿における「2711. 現金による社会保障給付」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円(約 0.01 兆円)の過大推計となり、乖離率は約 0.0% (約 0.01%) となった。

「2721. 現金による社会扶助給付」について、中央政府分は推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表 6 (2) の中央政府「2721. 現

⁵⁰ 各制度部門においては、他の一般政府部門からの経常移転・資本移転が存在するが、この一般政府内の移転は部門間調整 (consolidation) により 0 となる。

⁵¹ 内訳は、公的年金給付等の「2711. 現金による社会保障給付」が約 57.7 兆円、医療及び介護給付等の「2711. 現物による社会保障給付」が約 43.6 兆円、遺族年金・生活扶助費等の「2721. 現金による社会扶助給付」が約 7.6 兆円、原爆被爆者医療費・医療扶助費等の「2721. 現物による社会扶助給付」が約 3.2 兆円、退職金及び公務災害補償費等の「273. 雇用関連社会給付」が約 2.5 兆円となっている。

⁵² 農林漁業共済の公表資料で示されている給付金額は、2015 年度の約 1,540 億円から 2016 年度約 337 億円と大きく減少している。これは、2015 年度までに退職一時金を選択するよう推進しているという特殊要因が存在するためである。本稿では、2016 年 4-6 月期は全加入者が退職一時金を選択し給付金額は無くなったものと仮定し、7-9 月期は年次推計と同一の財務諸表データが利用可能になるものとして推計を行った。また、地方議員共済の公表資料で示される給付金額は、2013 年度約 823 億円、2014 年度約 757 億円、2015 年度約 1,010 億円、2016 年度約 585 億円と、2016 年度は大きく減少している。これは、2015 年の統一地方選の結果、議員を退職した方が一時金退職給付を受け取っているという特殊要因に起因すると考えられる。本稿では、地方議員共済については 2013 年度から 2014 年度の伸び率を 2014 年度の実績値に乗じて推計を行った。

表 14 「社会給付」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	67,750.5	67,787.0	▲ 36.5
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	46,589.4	46,830.6	▲ 241.2
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	114,340.0	114,617.6	▲ 277.6

金による社会扶助給付」過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。地方政府分は、主に「地方公共団体消費状況等調査」等⁵³を用いて推計した。

「273. 雇主社会給付」は、上述の「122. その他の社会負担（帰属負担）」と同値となる。

以上を合計し、「社会給付」の 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 14 である。「社会給付」における乖離率は、約▲ 0.0%（約▲ 0.001%）となった。

(チ) その他の支出

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「28. その他の支出」の金額は、約 12.2 兆円⁵⁴である。このうち、政府最終消費支出の構成項目となる生産・輸入品に課される税及びみなし仮設⁵⁵住宅の提供については QE で推計されるため、本稿ではそれ以外の項目について推計手法を検討する。

「2814. 賃貸料」については、中央政府は「予算使用の状況」から粗賃貸料を集計し、その粗賃貸料に 2015 年度第一次年次推計での粗賃貸料に占める賃貸料の割合を乗じて推計した。地方政府については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表 6 (2) の「2814. 賃貸料」過去 5 年

平均伸び率を用いて推計した。社会保障基金は、該当する金額が無いため推計は行わない。

「2821. 他に分類されない経常移転」中央政府は主として「予算使用の状況」を用いて推計した⁵⁶。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁷を用いて推計した。社会保障基金については、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから付表 6 (2) の社会保障基金「2821. 他に分類されない経常移転」過去 5 年平均伸び率を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない経常移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.1 兆円の過小推計となり、乖離率は約 1.7% となった。

「2822. 他に分類されない資本移転」について、中央政府及び社会保障基金は主として「予算使用の状況」等⁵⁸を用いて推計した。地方政府については、主として「地方公共団体消費状況等調査」等⁵⁹を用いて推計した。以上をまとめた一般政府の「他に分類されない資本移転」の推計値は、実績値と比較して年度で約 0.0 兆円（約 0.05 兆円）の過大推計となり、乖離率は約 1.1% となった。

「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」は、推計の基礎となるデータに制約があり、金額規模も比較的小さいことから、各制度部門別に付表 6

⁵³ 地財データにおける恩給及び退職年金は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。なお、扶助費について、該当する款別「民生費」の 2015 年度から 2016 年度にかけての伸び率を「地方財政統計」と「地方公共団体消費状況等調査」とで比較すると、符号条件が逆となっている。そのため、本稿ではこの推計のみ例外的に「地方財政統計」の過去 5 年平均伸び率を使用した。

⁵⁴ 内訳は、「2814. 賃貸料」が約 0.4 兆円、「2821. 他に分類されない経常移転」が約 7.5 兆円、「2822. 他に分類されない資本移転」が約 4.4 兆円、「283. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」が約 0.0 兆円（約 0.02 兆円）となっている。

⁵⁵ みなし仮設住宅とは、災害等で住居を失った被災者が、民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいとして入居した場合に、その賃貸住宅を国や地方自治体が提供する仮設住宅に準じるものとみなすことである。

⁵⁶ 独法等は、4-6 月期は財務諸表が入手できないため付表 6 (2) における中央政府「2821. 他に分類されない経常移転」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月分は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵⁷ 地財データにおける経常移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

⁵⁸ 中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、年次推計では地財データから推計している。公営企業の地財データは利用できないが、中央政府から地方公営企業に対する資本移転は、水道事業に対するものが例年約 8 割程度を占める。そこで、本稿では「予算使用の状況」における水道施設整備費補助の金額の伸び率を中央政府から地方公営企業に対する資本移転の 2015 年度値に乘じる代替推計を行った。また、独法等は、4-6 月期は財務諸表が入手できないため付表 6 (2) における中央政府「2822. 他に分類されない資本移転」の過去 5 年平均伸び率を用いて推計し、7-9 月分は各団体の財務諸表を入手し年次推計と同一のデータで推計が行えるものと仮定した。

⁵⁹ 地財データにおける資本移転は、各款別支出済額に存在する金額を合計して推計している。よって、「地方公共団体消費状況等調査」における款別支出済額ごとに延伸したうえで合算して推計を行った。

表 15 「その他の支出」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,954.5	12,039.5	▲ 85.0
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	204.6	208.0	▲ 3.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	12,159.0	12,247.5	▲ 88.5

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 16 「支出」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	164,861.1	164,794.7	66.5
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	110,771.5	111,005.6	▲ 234.1
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	275,632.6	275,800.3	▲ 167.7

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 17 「固定資産」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	1,697.4	1,932.2	▲ 234.8

(2)の「145. 非生命保険・定型保証制度に関する保険料や保険金」過去5年平均伸び率を用いて推計した。

以上を合計し、「その他の支出」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表15である。「その他の支出」における乖離率は、約▲0.0%（約▲0.01%）となった。

(リ) 小括

雇用人報酬、財・サービスの使用、固定資本減耗、利子、補助金、交付金、社会給付及びその他の支出を合計した「支出」の2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表16である。収入合計164.8兆円に対して推計値と実績値の乖離額は約0.1兆円、乖離率は約0.0%（約0.04%）となった。

ハ 非金融資産の取引

(イ) 固定資産

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府

「311. 固定資産」の金額は、約1.9兆円である。この固定資産は、公的固定資本形成から固定資本減耗を差し引いたものであるが、両者とも全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表17である。

(ロ) 在庫

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「312. 在庫」の金額は、約▲0.0兆円（約▲0.03兆円）である。この在庫については、全額QEにおいて推計されるため、本稿では推計手法⁶⁰及び結果の検討対象外とする。2016年度における推計値と実績値を比較したものが、表18である。

(ハ) 貴重品

付表6(2)で公表されている2016年度の一般政府「313. 貴重品」の金額は「-」、すなわち推計の対象外と

⁶⁰ 公的在庫変動として推計されている。

表 18 「在庫」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	—	—	—
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	▲ 10.0	▲ 28.9	18.9

表 19 「非生産資産」の推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	925.5	943.3	▲ 17.8
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	—	—	—
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	925.5	943.3	▲ 17.8

なっている。貴重品については、GFSM が定める表章カテゴリーとなっており、「SDDS プラス」においても対応が求められていると考えられる。しかしながら、「SDDS プラス」として四半期別一般政府収支を既に公表している諸外国の状況を見ると、オーストリアやチェコのように「貴重品 (Valuables)」として原則として毎四半期異なる計数の公表を行っている場合、ドイツのように 2009 年 1-3 月期から 2011 年 10-12 期まで同一計数を公表している場合、米国・フランスのように「貴重品 (Valuables)」の欄は設けているものの金額は全ての四半期において 0 である場合、ブルガリアやフィンランドのように在庫変動と合わせて公表⁶¹している場合、デンマークのように「貴重品 (Valuables)」の欄自体が設けられていない場合等、対応は様々となっている。

JSNA 上で貴重品を厳密に反映するとした場合には、作間 (2012) が指摘するとおり、2008SNA が規定する貴重品に即した包括的な調査・統計が必要となると解される。

(二) 非生産資産

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府「314. 非生産資産」の金額は、約 0.9 兆円⁶²である。土地の購入には実物の土地売買と固定資本形成のうち用地取得分が存在するが、基礎データの制約から各制度部門とも付表 6 (2) の「314. 非生産資産」過去 5 年平均伸び率を用いて推計を行った。「非生産資産」の 2016 年度にお

ける推計値と実績値を比較したものが、表 19 である。「非生産資産」における乖離率は、約▲ 1.9% となった。

二 財政収支（純貸出／純借入）

付表 6 (2) で公表されている 2016 年度の一般政府財政収支（純貸出／純借入）の金額は、▲ 18.1 兆円である。本節における収入、支出及び非金融資産の取引の計数を合算し、2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 20-1 である。推計値と実績値の乖離は約 0.9 兆円、乖離率は約 4.9% となった。このうち、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本稿独自の手法による推計部分についてみると、約 0.0 兆円（約 0.004 兆円）の過大推計、乖離率は約 0.0%（約 0.03%）となった。

この表 20-1 を、中央政府・地方政府及び社会保障基金の制度部門別に 2016 年度における推計値と実績値を比較したものが、表 20-2、20-3 及び 20-4 である。

表 20-2、20-3 及び 20-4 における本稿独自の手法による推計部分は、中央政府は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過大推計、地方政府は約 0.0 兆円（約 0.001 兆円）の過大推計、社会保障基金は約 0.0 兆円（約 0.01 兆円）の過小推計となった。乖離率でみても、中央政府は約 0.0%（約 0.02%）、地方政府は約 0.0%（約 0.01%）、社会保障基金は約▲ 0.0%（約▲ 0.01%）であり、どの制度部門においても相当程度の推計精度を有することが確認できた。

⁶¹ ブルガリアは“Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables”、フィンランドは“Changes in inventories and net acquisitions of valuables”という項目名で公表している。

⁶² この金額は、具体的には JSNA における付表 6 (1) の「26. 土地の購入（純）」と同一である。

表 20-1 一般政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	11,506.6	11,502.9	3.7
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 106,125.6	▲ 106,661.0	535.5
分配側 QNA の手法による推計分	77,418.0	77,067.1	350.9
合計	▲ 17,201.0	▲ 18,091.1	890.1

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 20-2 中央政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	▲ 53,591.8	▲ 53,599.9	8.1
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 15,676.0	▲ 15,576.0	▲ 100.0
分配側 QNA の手法による推計分	44,619.2	44,419.7	199.6
合計	▲ 24,648.6	▲ 24,756.3	107.7

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 20-3 地方政府収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	13,132.7	13,131.5	1.2
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 45,306.4	▲ 45,775.4	469.0
分配側 QNA の手法による推計分	32,798.7	32,647.4	151.3
合計	625.0	3.5	621.5

表 20-4 社会保障基金収支（純貸出 / 純借入）推計結果及び 2016 年度第一次年次推計（実績値）との比較

(単位：十億円)

	推計値	実績値	推計値－実績値
本稿独自の手法による推計分	51,965.7	51,971.3	▲ 5.6
支出側四半期 GDP 速報 (QE) 推計分	▲ 45,143.1	▲ 45,309.6	166.5
分配側 QNA の手法による推計分	—	—	—
合計	6,822.6	6,661.7	160.9

(5) 小括

2016 年度における四半期別一般政府収支の推計値を表 1 の表章カテゴリーごとに整理したものが表 21-1、2016 年度第一次年次推計の実績値と比較したものが表 21-2 である⁶³。

表 21-2 で示されているとおり、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい⁶⁴。これは、4-6 月期よりも 7-9 月期の方が利用可能となるデータが多くなるため、新たなデータを推計に織り込むことにより精度が更に向上していることを示唆している⁶⁵。

⁶³ 脚注 5 のとおり、4-6 月期は 2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数、7-9 月期は 2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した計数を 2016 年度第一次年次推計における実績値と比較したものである。なお、10-12 月期及び 1-3 月期は、推計上も 2016 年度第一次年次推計と同一の計数が利用可能であるため、差額は 0 となる。年度値は、この 4 四半期を合算したものであり、表 3 から 20-1 までに記載した計数と同一となる。

⁶⁴ 4-6 月期よりも 7-9 月期の方が 2016 年度実績値との乖離幅が小さい傾向は、QE 推計分及び分配側 QNA の手法による推計分を除く本稿独自の手法による推計部分のみについてみても該当する。

⁶⁵ 7-9 月期の推計を公表する際には、同時に 4-6 月期の計数も改定されることとなる。今回の試算では、2017 年度 8 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した 4-6 月期の一般政府の純貸出／純借入の金額は▲ 1 兆 1,405 億円（推計値－実績値は+ 4,457 億円）となり、2017 年度 5 月末時点で利用可能なデータを用いて推計した▲ 1 兆 735 億円（同 5,127 億円）よりも乖離幅が小さくなる。この点からも、利用可能なデータが多くなるほど、精度が向上することが示唆される。

表 21-1 2016 年度四半期別一般政府財政収支（推計値）

（単位：10 億円）

		4-6 月期	7-9 月期	10-12 月期	1-3 月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
収入	収入	50,128.6	45,300.3	50,640.1	44,162.8	190,231.8
	税	25,306.2	24,143.5	25,827.4	24,480.9	99,758.0
	社会負担	17,832.9	16,176.8	19,985.4	15,103.4	69,098.6
	交付金	0.1	0.0	0.3	6.3	6.7
	その他の収入	6,989.4	4,980.0	4,827.0	4,572.2	21,368.5
	支出	51,712.5	49,126.6	53,270.3	50,710.6	204,819.9
	雇用者報酬	8,739.3	5,304.2	8,918.5	5,552.9	28,514.9
	財・サービスの使用	4,529.4	4,233.6	4,466.4	4,784.9	18,014.3
	固定資本減耗	4,375.2	4,375.2	4,349.0	4,348.9	17,448.3
	利子	2,416.1	3,014.6	2,317.6	2,904.8	10,653.1
補助金	139.5	1,106.3	910.5	942.7	3,099.0	
交付金	90.5	146.5	108.3	246.0	591.3	
社会給付	28,541.7	28,230.0	29,019.4	28,549.0	114,340.0	
その他の支出	2,880.7	2,716.3	3,180.6	3,381.4	12,159.0	
非金融資産の取引						
非金融資産の純所得	非金融資産の純所得	▲ 510.4	278.6	1,613.2	1,231.4	2,612.9
	固定資産	▲ 759.2	38.3	1,367.9	1,050.4	1,697.4
	在庫	▲ 1.9	0.6	▲ 17.1	8.4	▲ 10.0
	貴重品	—	—	—	—	—
	非生産資産	250.8	239.7	262.4	172.6	925.5
純貸出 / 純借入		▲ 1,073.5	▲ 4,104.9	▲ 4,243.4	▲ 7,779.2	▲ 17,201.0

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

表 21-2 2016 年度四半期別一般政府財政収支（推計値－実績値）

（単位：10 億円）

		4-6 月期	7-9 月期	10-12 月期	1-3 月期	年度値
正味資産に影響を与える取引						
収入	収入	331.8	156.8	0.0	0.0	488.6
	税	141.2	216.3	0.0	0.0	357.5
	社会負担	84.0	▲ 125.4	0.0	0.0	▲ 41.4
	交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の収入	106.6	65.9	0.0	0.0	172.6
	支出	▲ 90.1	▲ 77.4	0.0	0.0	▲ 167.7
	雇用者報酬	▲ 76.9	▲ 10.5	0.0	0.0	▲ 87.3
	財・サービスの使用	44.3	1.3	0.0	0.0	45.6
	固定資本減耗	26.1	26.1	0.0	0.0	52.2
	利子	51.5	69.4	0.0	0.0	120.9
補助金	▲ 1.4	68.6	0.0	0.0	67.2	
交付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
社会給付	▲ 127.0	▲ 150.6	0.0	0.0	▲ 277.6	
その他の支出	▲ 6.7	▲ 81.8	0.0	0.0	▲ 88.5	
非金融資産の取引						
非金融資産の純所得	非金融資産の純所得	▲ 90.8	▲ 143.0	0.0	0.0	▲ 233.8
	固定資産	▲ 95.2	▲ 139.6	0.0	0.0	▲ 234.8
	在庫	8.5	10.4	0.0	0.0	19.0
	貴重品	—	—	—	—	—
	非生産資産	▲ 4.1	▲ 13.8	0.0	0.0	▲ 17.8
純貸出 / 純借入		512.7	377.2	0.0	0.0	890.1

※ 10 億円未満の四捨五入の関係上、個別項目の足し上げは合計と一致しない

5 おわりに

本稿では、「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支（実物取引）の推計手法を開発し、実際に試算を行うこと通じて推計手法の妥当性の検証を行った。その結果、2016年度第一次年次推計（実績値）との改定差は一般政府合計で約0.9兆円の過大推計（うち中央政府0.1兆円の過大推計、地方政府0.6兆円の過大推計、社会保障基金0.2兆円の過大推計）となった。また、QEや分配側QNAの手法による推計部分を除き本稿で開発した推計のみに限れば、一般政府合計で約0.0兆円（約0.003兆円）の過大推計（うち中央政府は約0.0兆円（約0.01兆円）の過大推計、地方政府は約0.0兆円（約0.001兆円）の過大推計、社会保障基金は約0.0兆円（約0.01兆円）の過小推計）であり、本稿における手法を用いることにより、一定程度の精度を有した推計が可能であることを示した。

我が国における四半期別一般政府収支の公表に向け、引き続き、データの蓄積等を踏まえ、推計手法の検討及び検証を続けていきたい。

参考文献

- 上野俊介・三谷将大（2013）, 「2008SNA及び四半期別財政統計に係る米国、カナダ等の動向—米国、カナダ出張報告—」, 『季刊国民経済計算』No.151, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq151/snaq151b.pdf>
- 大守隆（2002）, 「GDP四半期速報の推計手法に関する統計学的一考察」, ESRI Discussion Paper Series No.13, 内閣府経済社会総合研究所。
http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis013/e_dis013a.pdf
- 作間逸雄（2014）, 「「貴重品」概念の検討」, 『Economic Bulletin of Senshu University』Vol.49 No.2 pp.1-16, 専修大学経済学会。
- 鈴木俊光（2018）, 「分配QNAにおける家計貯蓄率とその変動要因に関する国際比較」, 2018年度統計関連学会連合大会報告集。
- 高田悠矢・竹内維斗文・吉岡徹哉（2014）, 「分配側GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」, 『季刊国民経済計算』No.155, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155h.pdf>
- 吉沢裕典・小林裕子・野木森実（2014）, 「日本における生産側四半期GDP速報の開発に向けて—英国・米国における推計の検証と導入に向けた検討」, 『季刊国民経済計算』No.155, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq155/snaq155g.pdf>
- 吉田有祐・多田洋介（2013）, 「我が国国民経済計算における四半期税収等の発生主義による記録について—2008SNA等を踏まえた試論—」, 『季刊国民経済計算』No.152, 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部編。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/snaq/snaq152/snaq152c.pdf>
- EC, IMF, OECD, UN and WB (2009), “System of National Accounts 2008”, European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development, United Nations and World Bank.
<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/sna2008.pdf#search=%272008SNA+manual%27>
- IMF (2013), “Quarterly Government Finance Statistics - Guide for Compilers and Users”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/gfs/Guide/0213.pdf>
- IMF (2014), “Government Finance Statistics Manual 2014 (GFSM 2014)”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/Pubs/FT/GFS/Manual/2014/gfsfinal.pdf>
- IMF (2015), “The Special Data Dissemination Standard Plus Guide for Adherents and Users”, International Monetary Fund.
<https://www.imf.org/external/pubs/ft/sdds/guide/plus/2015/sddsplus15.pdf>